

## 水銀に関する水俣条約への対応に関するお願い

2016年10月4日  
一般社団法人 セメント協会

日本政府は2016年2月に水銀に関する水俣条約を締結し、それに伴う国内対策等について整備を進めてきております。その中で、大気への排出に関しては、大気汚染防止法が、2015年6月に改正され、2018年4月1日に施行予定になっております。同法の施行に際しましては、セメントクリンカー製造施設に排出基準が設定されますので、会員会社各位におかれましては、法令の遵守に努めていただきますようお願い申し上げます。

今回の改正において、環境省が定めた排出基準値は厳しいものであり、法令遵守のためには、製造時に混入してくる水銀量を把握する必要がある工場が出てくる可能性がございます。

水銀排出濃度に対しては、セメントの製造に使用する天然の原材料が影響を与えておりますが、一方で、廃棄物からの影響も無視できないことが、これまでの調査で判明しております。また、天然の原材料については自主的な調査で実態を把握することができるものの、廃棄物については、多品種であり、かつ多量であることから、自主的な調査では実態を把握することが困難な状況にあると思われまます。

そこで、会員各社におかれましては、セメント製造用に廃棄物を受け入れる際に、水銀が含有していると思われる廃棄物に対し、必要に応じて、排出事業者様に提出いただく廃棄物データシート等を用いて情報を共有することによって、キルンに混入される水銀量の把握をお願いいたします。

本廃棄物データシートの活用は、環境省の「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（一次答申）」に記載されております。既存施設に想定されたBAT\*「水銀含有量が少ない原料・燃料等を選択すること」に該当します。

なお、得られたデータにつきましては、今後の排出特性の基礎データとして、ご提供をお願いする場合がございますので、予め含み置き願います。

趣旨をご理解のうえ、ご協力いただけますと幸いです。

宜しくお願い申し上げます。

以上

\*BAT (Best Available Techniques) : 利用可能な最良の技術